

会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)	平成 26 年度(第 4 回)川西市国民健康保険運営協議会		
事 務 局 (担当課)	健康福祉部 国民健康保険課 (内線 2631)		
開 催 日 時	平成 27 年 1 月 28 日(水) 午後 2 時 30 分		
開 催 場 所	川西市役所 4 階 庁議室		
出 席 者	委 員	中原 光治 中井 久子 久原 桂子 竹本 博行 上田 邦彦 松浦 孝治 三宅 圭一 白石 美智子 大西 和子 田村 幾男 有村 恵子 熊谷 隆良 雨森 博司	
	そ の 他		
	事 務 局	副市長 健康福祉部長 長寿・保険室長 保険収納課長 事務員	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0 人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由			
会 議 次 第	(1) 川西市国民健康保険税の税率等の改定について (諮問・答申) (2) その他		
会 議 結 果			

審 議 経 過 (1)

会長	<p>それでは定刻が参りましたので、ただいまより、平成26年度第4回目の川西市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>本日は大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議は、「川西市国民健康保険運営協議会会議公開制度運用要綱第5条」の規定に基づきまして傍聴を認めることとしていますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>開催にあたりまして、副市長より皆様にご挨拶がございます。よろしくをお願いいたします。</p>
副市長	<p>皆様、こんにちは。副市長でございます。</p> <p>本日は、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。会長からもございましたとおり、今年度第4回目の運営協議会です。委員の皆様におかれましては、平素より本市の国民健康保険事業の運営に、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、前回の運営協議会では、平成27年度以降の税率改定案をお示しいたしました。前回の協議内容を踏まえ、本日は諮問をさせていただきます。そのうえで皆様にはさらに議論を深めていただこうと考えていますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>よろしくとは申しましたが、非常に難しい課題を委員の皆様突き付けているように感じていますが、私どもも3月の市議会に向けまして準備してまいりますので、慎重な議論をしていただきますよう、何卒よろしくをお願いいたします。</p> <p>開会にあたりまして甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、委員が所要のために欠席です。</p> <p>それでは、本日の協議会議事録の署名委員を選出させていただきたいと思っております。私から指名をさせていただきたいと思っておりますけれども、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p><異議なしの声あり></p> <p>異議なしという声をいただきましたので、本日の署名委員としまして、委員と委員を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、議題に基づきまして進行させていただきます。協議事項</p>

審議経過(2)

第1「川西市国民健康保険税の税率等の改定について」を議題とします。先ほど副市長からのご挨拶でもありましたように、諮問を受けたいと思います。よろしくお願いします。

諮問第1号
平成27年1月28日

川西市国民健康保険運営協議会
会長 中原 光治 様

川西市長 大塩 民生

川西市国民健康保険税の税率等の改定について(諮問)

国民健康保険事業は、国民皆保険制度を守るための基盤となる制度です。

現在、国において医療保険制度改革が議論されており、国民健康保険については、平成30年度から都道府県が財政運営責任を果たすとするなど、大きな制度変更を伴う方針が示されています。このような中で、当市は一市町村保険者として、議論の行方を見守るとともに、円滑な制度移行が実現できるように財政の健全化に努めていく必要があります。

現在の川西市国民健康保険税は、平成25・26年度の収支を整えるために設定したのですが、医療給付費が伸び続けていることなどにより、平成28年度末には約7億9千万円の収支不足額が生じるものと想定されます。

つきましては、平成28年度末での収支均衡を図るため、平成27年度の国民健康保険税について、次のとおり定めたいので、国民健康保険法第11条の規定により諮問します。

諮問事項

1. 税率等について

ア 基礎課税額の税率等

所得割額の税率について「100分の6.45」を「100分の6.72」に改める。

被保険者均等割額について「25,800円」を「26,800円」に改める。

審議経過(3)

世帯別平等割額について「20,200円」を「20,600円」に改める。

イ 後期高齢者支援金等課税額の税率等

所得割額の税率について「100分の2.65」を「100分の2.67」に改める。

被保険者均等割額について「9,800円」を「10,200円」に改める。

世帯別平等割額について「7,600円」を「8,000円」に改める。

ウ 介護納付金課税額の税率等

所得割額の税率について「100分の2.75」を「100分の2.62」に改める。

被保険者均等割額について「10,400円」を「11,600円」に改める。

世帯別平等割額について「5,400円」を「6,000円」に改める。

2. 改定時期について

平成27年4月1日から改定する。

<副市長朗読後、会長に手渡し>

会長

ただいま諮問をお受けしました。皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

それではただいまの諮問の内容につきまして事務局より説明がございます。事務局、よろしく申し上げます。

室長

説明に先立ちまして、副市長は公務がありますので退席させていただきます。

それでは私のほうから説明させていただきます。

まず、前回宿題となっていました、地方税のうちの地方消費税の取り扱いについて、簡単ですがご紹介をさせていただきます。

今回の改定にあたりましては、川西市ベースで考えますと1億4,000万円の公費の拡充があるという説明をさせていただいています。これは、平成27年度から消費税引上げ分のうちの1,700億円を国保に投じることから試算しています。この財源を調べた

審 議 経 過 (4)

ら、地方消費税分も含めて1, 700億円措置しているということでした。市は地方消費税交付金というかたちで国から受けますが、平成26年度と27年度を比較したら、当然増額になると思います。ただ、その増額分は既に国の地方財政計画の中で拾われている部分です。この1億4,000万円のうちの4分の1は市が負担することになるので、別枠で1億4,000万円を国保に投じるという余裕は残念ながらありません。

簡単ではありますが、宿題については以上です。

それでは資料のほうの説明をさせていただきます。

資料1-1の1ページをお開きください。「平成27・28年度川西市国民健康保険税率(案)」でございます。左から「現行①」、「改定案②」、「改定幅③」といたしています。医療給付費分からご説明いたします。所得に応じて課税いたします所得割におきまして、現行6.45%を6.72%とし、改定幅は0.27%でございます。被保険者一人当たりには課税いたします均等割は、現行2万5,800円を2万6,800円とし、改定幅は1,000円でございます。1世帯当たりには課税いたします平等割額は、現行2万200円を2万600円とし、改定幅は400円でございます。賦課限度額につきましては、現行51万円を52万円とし、改定幅は1万円でございます。

次に、後期高齢者支援金分でございます。所得割におきまして、現行2.65%を2.67%とし、改定幅は0.02%でございます。均等割は、現行9,800円を1万200円とし、改定幅は400円でございます。平等割は、現行7,600円を8,000円とし、改定幅は400円でございます。賦課限度額につきましては、現行16万円を17万円とし、改定幅は1万円でございます。

最後に、介護納付金分でございます。所得割におきましては、現行2.75%を2.62%とし、改定幅はマイナス0.13%でございます。均等割は、現行1万400円を1万1,600円とし、改定幅は1,200円でございます。平等割は、現行5,400円を6,000円とし、改定幅は600円でございます。賦課限度額につきましては、現行14万円を16万円とし、改定幅は2万円でございます。

合計としています右下部分をご覧ください。改定幅の合計は、1億2,613万8,000円で、これを27・28年度の平均被保険者数である3万9,791人で割った1人当たりの改定幅は、3,170円、改定率は3.19%でございます。

2ページをお開きください。「平成27・28年度川西市国民健康保険税率改定における増収について」でございます。今回の税率改定

審議経過(5)

は、1億4,000万円の増収を図ろうとするものですが、その内訳を記載している資料でございます。医療給付費分と後期高齢者支援金分につきましては、一般被保険者について、介護納付金分につきましては退職被保険者を含む被保険者全体についてが対象になります。これに該当する保険税の増収分は、ページの下の部分の色を付けています「税率改定による保険税増収額①」の約1億700万円でございます。この額に、税率改定に伴い、均等割・平等割額が増額されることによる保険税軽減分の増額分として、色を付けています②約3,300万円を加えた額が、合計で約1億4,000万円となっています。

3ページをお開きください。3ページから5ページは平成28年度末におきまして、収支均衡を図るために必要な保険税の調定額を算出するための表でございます。

3ページは医療給付費分の算出表でございます。

表の上の部分が支出でございます。右側に備考としてありますところの左横、「平成27プラス平成28見込」の欄をご覧ください。保険給付費をはじめとする支出合計は約327億3,700万円でございます。その下が収入でございます。保険税現年度分と保険基盤安定繰入金以外で見込まれる収入をあげていまして、収入合計は約269億3,500万円でございます。その下に差引③としてありますが、支出合計から収入合計を差し引きました収入の不足額約58億200万円でございます。この不足額から特別補助金と国費の追加額の合計5億2千万円の7割分であります3億6,400万円を差し引きました額が⑥の保険税現年度分必要収入額で約54億3,800万円でございます。これを収納率で割戻し、現行制度で交付される基盤安定保険者支援分の見込額1億5,200万円を差し引まして、さらに2分の1にしたものが、⑧の単年度必要調定額29億6,900万円でございます。ここから⑨の税率改定による基盤安定軽減分増加見込額1,900万円を差し引きました額が⑩の最終必要調定額です。この調定額や被保険者数見込などを設定し、国保中央会の税率算定システムを用いまして算出したいたしましたのが、1ページで説明いたしました税率案でございます。4ページでは後期高齢者支援金分を、5ページでは介護納付金分をそれぞれ同様の方法で算出したしてありますので、よろしく願いいたします。

資料1-2をご覧ください。所得階級別調定額の状況でございます。この度の改定案と改定前の所得段階別の調定額を所得階級20万円ごとに比較したものでございます。左側の表の部分をご覧ください。国民健康保険加入世帯の8割は、所得200万円以下の世帯で占められています。今回の改定は、所得割の改定幅に比べ、均等割、平等割の

審議経過(6)

改定幅がやや大きいため、所得割のかからない世帯が多い所得40万円以下の世帯については、改定率が平均を上回っています。また、5割、2割軽減の対象世帯の拡充が実施されますが、その部分に該当する世帯があると見込まれる所得160万円以下につきましては比較的低い改定率となっています。所得が400万円を超えるあたりから改定率にばらつきが出て参ります。これは、この資料が平成26年10月1日時点のデータに平成27、28年度の被保険者世帯数情報をあてて作成したものであることから、例えば、高額所得者がいる世帯であっても、その高額所得者が4月1日時点では世帯にいないような場合は軽減が適用されるなどの例外的なケースがあるためと思われます。

資料1-3をご覧ください。

「国民健康保険税所得段階別負担額調べ」でございます。

1ページの1)が年金収入の66歳1人世帯のモデルケースでございます。一番上の年金収入150万円の場合は、年金所得は30万円で、年間保険税額は右側の合計欄を見ていただきますと平成26年度では1万9,000円ですが、平成27年度では1万9,600円で、収入に占める税額の割合は、1.31%、影響額は600円、改定率は、3.16%でございます。その下の年金収入200万円の場合は、年金所得は80万円で、年間保険税額は平成26年度では10万6,100円ですが、平成27年度では9万6,600円で、9,500円の減額になります。これは、2割軽減の基準額が78万円以下から80万円以下に拡大されたことによるものでございます。

2)は年金収入の2人世帯で配偶者の年金収入は70万円としたモデルケースでございます。一番上の年金収入200万円の場合とは、世帯主の年金収入を130万円、配偶者の年金収入を70万円としまして、二人合わせた年金収入が200万円としているものでございます。その場合の所得は10万円となり、保険税額は平成26年度では2万9,600円ですが、平成27年度では3万700円で、収入に占める税額の割合は、1.54%、影響額は1,100円、改定率は、3.72%でございます。

他のケースを見ていただきましても、年金収入の世帯につきましては、概ね平均的な改定率であり、収入に占める割合も国民健康保険加入世帯の中では、給与収入の世帯と比較すると低い水準にあります。

2ページをお開きください。

1)が給与収入の40歳、1人世帯のモデルでございます。上から3番目の給与収入150万円の場合は、給与所得は85万円で、年間保険税額は平成26年度では14万700円でございますが、平成2

審 議 経 過 (7)

7年度では14万5,500円で収入に占める税額の割合は、9.70%、改定による影響額は4,800円、改定率は、3.41%でございます。その2段下の給与収入250万円の場合は、給与所得は157万円で、年間保険税額は平成26年度では22万6,000円でございますが、平成27年度では23万2,000円で、収入に占める保険税額の割合は、9.28%、改定による影響額は6,000円、改定率は、2.65%でございます。

2)は給与収入の世帯主が40歳、配偶者40歳の2人世帯のモデルでございます。上から4番目の給与収入250万円の場合は、給与所得は157万円で、年間保険税額は平成26年度では、27万2,000円でございますが、平成27年度では28万6000円で収入に占める税額の割合は、11.22%、改定による影響額は8,600円、改定率は、3.16%でございます。一番下の給与収入400万円の場合は、給与所得は266万円で、年間保険税額は平成26年度では40万1,100円でございますが、平成27年度では41万1,500円で、収入に占める保険税額の割合は、10.29%、改定による影響額は10,400円、改定率は、2.59%でございます。

3ページをお開きください。

3)は給与収入の世帯主が40歳、配偶者が40歳、子ども1人の3人世帯のモデルでございます。上から5番目の給与収入350万円の場合は、給与所得は227万円で、年間保険税額は平成26年度では、39万6000円でございますが、平成27年度では40万1,600円で収入に占める税額の割合は、11.47%、改定による影響額は11,000円、改定率は、2.82%でございます。

4)が給与収入の世帯主が40歳、配偶者が40歳、子ども2人の4人世帯のモデルでございます。上から5番目の給与収入350万円の場合は、給与所得は227万円で、年間保険税額は平成26年度では、42万6,200円でございますが、平成27年度では43万8,600円で収入に占める税額の割合は、12.53%、改定による影響額は12,400円、改定率は、2.91%でございます。

以上のとおり、給与収入の世帯につきましては、軽減対象世帯を除きましたら、比較的低い改定率となっておりますが、収入に占める割合は、多くの世帯で10%を超える状況にあります。

資料1-4をご覧ください。給与収入の2人世帯、世帯主40歳、配偶者40歳をモデルとして、収入1,000万円までの世帯を収入10万円刻みで表にしたものでございます。

1ページをご覧ください、右側の改定率の欄を見ていただきますと、所得割の改定幅と比較した場合、均等割、平等割の改定幅をやや大きく

審議経過(8)

見直したことにより、軽減に該当する世帯の改定率は比較的高いものとなっています。

3ページをご覧ください。その反対に中間所得者層の改定率は比較的低くなっています。

5ページをご覧ください。高額所得者につきましては、賦課限度額が介護納付金分も含めて4万円の増額改定となったため、比較的高い改定率となっています。

資料1-5をご覧ください。

「阪神間における平成26年度保険料(税)率の比較」でございます。一番右端に川西市の改定案を記載しています。当市を含めて10市で比較しています。表の下の部分に単身世帯、二人世帯として所得なし世帯から所得300万円世帯までのモデルで保険料(税)額を比較しています。

2ページをご覧ください。

「阪神間における平成25年度法定外繰入金と決算等の状況」でございます。繰入金の額は、各市とも決算をもって確定することから、平成25年度の実績で比較いたしています。

資料1-6をご覧ください。

減免案でございます。今回の税率改定の改定幅は、平成25年度の税率改定時と比較いたしますと、小さいものではあります。多人数世帯につきましては、収入に対する保険税の割合は10%以上と高く、その負担感も大きいことから、特に18歳以下の子どもが2人以上いる世帯について、2人目以降の子どもの均等割が半額になりますように減免するものでございます。ただし、7割、5割の軽減に該当している世帯、限度超過に該当している世帯は対象外とするものでございます。減免期間は2年間としていまして、表の右側部分の合計の欄をご覧ください。対象世帯数は年間約400世帯、減免額は平成27、28年度の合計で約1,500万円を見込んでいまして、その財源は、法定外繰入金とするものでございます。

2ページをご覧ください。具体例を夫婦と子供2人の4人世帯をモデルとしてお示ししています。例1は給与収入が500万円のケースでございます。表の中ほどの④の欄をご覧ください。この減免を実施しなければ、改定幅は2万3,400円、改定率は4.19%になりますが、減免を実施すれば⑤にありますとおり、改定幅は4,900円、改定率は0.88%になります。

例2は、給与収入が300万円のケースで、2割軽減該当世帯でございます。減免を実施しなければ、④にありますとおり改定幅は1万1,900円、改定率は3.46%になりますが、減免を実施すれば

審議経過(9)

	<p>⑤にありますとおり、改定幅は900円、改定率は0.26%になります。</p> <p>資料1-7をご覧ください。</p> <p>減免が対象となる状況を給与収入の4人世帯をモデルとして、収入1,000万円までの世帯を収入10万円刻みで表にしたものでございます。2ページをお開きください。右から4列目が減免額の欄でございます。上から3番目の給与収入230万円の世帯からが減免の対象世帯となります。3ページにかけてご覧ください。この減免を実施することで、保険税額が収入に占める割合の高い中間所得者層に対して、負担軽減の効果があると考えています。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明を受けて答申をすることになります。付帯事項のご意見なども含めて何かございませんか。</p> <p>説明を聞くと、年金世帯に比べて給与世帯のほうが収入に対する保険税の割合が高いということで、年金世代と現役世代で差が出ていますが、全体としての改定率は3.19%ということです。この改定の諮問に答申をするわけですが、皆様何かございませんか。</p>
委員	<p>主人は後期高齢者ですが、保険税の請求や通知は主人宛てに来るので、そういう問い合わせは多いと思います。</p> <p>また、所得0円というのはどういう状況なのでしょう。</p>
長寿・保険室長	<p>まず給与収入と所得の関係ですが、給与所得控除というサラリーマンの必要経費のようなものが最低でも65万円はあり、収入から引いて所得とします。</p> <p>給与所得0円世帯は、どのように生活しているのかということですが、資料1-2をご覧くださいと、所得0円世帯がかなりたくさんあると思います。例えば、遺族年金や障害年金を受けている方々は、収入があっても所得は0円になります。他には失業状態の方。その中でも失業給付を受けている方は収入があるということになります。また、預貯金で生活している方もいらっしゃいます。</p> <p>それと、請求先ですが、国民健康保険は世帯主宛てになります。障害のある方だけで加入している場合もありますし、世帯ごとの課税なのでお子様も課税対象になります。それを誰に代表して通知するかとなると、住民基本台帳上の世帯主にしており、その納税義務についても世帯主にするというで運営しています。</p>

審 議 経 過 (10)

委員	<p>健康保険組合であれば扶養家族が何人いても同じ額だけれども、国民健康保険では一人に対していくらというものがあるので、いろいろ問い合わせがあると思ひまして。ありがとうございました。</p>
委員	<p>資料1-4の10万円ごとの保険税一覧を見て勉強させていただいています。大きく、高所得・中所得・低所得で、低所得者にはあまり負担がかからないようになっておっしゃいましたが、ボーダーにいる方々が一番しんどく、子どもの数にもよるのでしょうけれども、この高・中・低というのはどういう基準で線を引いていますか。</p>
長寿・保険室長	<p>このような一覧になっている理由ですけれども、資料1-1の一番おもてを見ていただくと、例えば介護納付金分について、所得割率については引下げの改定になっており、均等割・平等割は引上げの改定になっています。低所得者を含めたすべての方々に対して基本料金をかけるので引き上げになりますが、その代わり一定の所得がある方に対してはマイナスしています。その上の後期高齢者支援金分についても、所得割率の改定は0.02%と非常に小さい改定ですが、均等割についてはある程度の改定をしています。このような状況下では、所得割のかかっている世帯は、3.19%よりも比較的小さめの数字が出るという仕掛けになっています。なぜこのようなかたちをとったのかというと、国民健康保険税では、所得割に対していただくのが50%、均等割・平等割に対していただくのが50%というのが大原則だからです。その数字に当てはめようとしてこのような配分になっています。ですから今まで介護納付金分は所得割でいただく額が多く、均等割・平等割でいただく額が本来より少なかったの見直しをかけたところ、このようになりました。</p>
委員	<p>所得の高・中・低と分ける根拠がそれだということですか。</p>
長寿・保険室長	<p>いえ、根拠をもってラインを引いているわけではありませんが、このような改定になっていますので、並べてみた結果、基本料金の改定をしていることで、軽減世帯ではあるけれどもそれなりの改定になり、所得割の率を引き下げていることで、中間所得者層については比較的平均よりも低い改定になり、賦課限度額の改定をしていることで、高所得者層については3.19%よりも高い改定になります。</p>
会長	<p>特に線を引いているわけではないけれども、結果としてそうなったということですね。</p>

審議経過(11)

委員	<p>前回の改定で大幅な改定をして、今回3.19%ですけれども、前回の改定率はどれくらいだったでしょうか。</p>
長寿・保険室長	<p>2年前の改定が11.91%。その前の平成23年度が5.11%。平成20年度が3.78%。平成17年度については旧ただし書き方式への移行ということで違う要素もありますけれども、12.49%でした。ですから前回の改定時のお話の中で、17年度の12.49%の改定率を上回ってはいけないということと、法定外繰入と税収の半々で必要な額を確保できないのかということでご指摘を受けまして、11.91%の改定でご答申をいただきました。</p>
会長	<p>過去の改定率を見れば低い改定率ですけれども、正直申しますと、消費税も上がったのに保険税率も上がるのかと、被保険者の方々の中には負担を感じる方もいらっしゃるのですけれども、やむを得ないということで諮問を受けています。</p> <p>本日所要で欠席されていますけれども、委員のほうから2点質問をいただいていますので紹介させていただきます。</p> <p>未納の方がどういう状況であるのか生の声を聞かせてほしい。そしてその生の声を財政運営にどのように反映させていくのかということが一点。</p> <p>また、前回の審議でも説明がありましたけれども、将来的な広域化を前提にして全体の財政調整をしているということで、それについては今回の改定が反映することになります。広域化について川西市としてはどのように考えているか、川西市のスタンスを聞かせてほしいというご意見をいただいていますので、事務局よろしくお願ひします。</p>
保険収納課長	<p>前回の税率改定についてどういうお声があったかということについてお答えします。窓口では、「この間値上げしたのにまた上げるのか」とおっしゃる方がほとんどです。その中でお話をするのはすけれども、これ以上分割納付の額を上げられないという方も中にはいらっしゃいます。そういう方にお話を聞きますと、リストラされて仕事がない、家業の経営が苦しい、ご家族やご本人の病気で働けない、高齢の方ですと収入が年金だけなのでこれ以上払えないなど。他には、住宅ローンや市税などでも未納があつて決まった出費が毎月あるので払えないという方もいました。その中で分納誓約のお話をして、少しずつでも分割納付の額を上げていただくということで、額の大小はありますけれども、ほとんどの方に以前よりも大きい金額で納付していただいているという状況です。</p>

審議経過(12)

	<p>また、25年度の税率改定の影響緩和策としまして、納期を8期から9期に増やしましたが、その関係で9期目の納付忘れで若干収納率が下がっていると思われます。その9期目の分は、年度を越えて滞納繰越分になって納めていただいているような状況です。それで滞納繰越分の収納率は上がっていると考えています。</p>
会長	<p>ありがとうございました。では広域化についてもお願いします。</p>
長寿・保険室長	<p>全国市長会においても、この医療制度改革は、本来あるべき姿として国民に対して一本の制度であるべきだということを言っています。やはり健康保険についてはそこを目指す必要があります。そこへ行くための一里塚として、保険者規模を大きくして広域化するという考え方は、道筋としてはよいと考えています。</p> <p>従前から皆様にはお話していますが、国民健康保険の構造的な問題を整理させていただくと、一つは年齢構成が非常に高いということです。そのために医療費水準が高いというのが一点。それと、財政基盤が非常に弱いということがもう一点です。それはなぜかと申しますと、所得水準がそもそも低いからです。そうすると高い保険税の設定をしなければならぬから保険税の負担が重くなる、だから収納率も低くなる。それを補てんするために法定外繰入等を行わざるを得ないという状況が出てきています。</p> <p>もう少し広く見てみますと、市町村間の格差があります。全国を見ても、5倍程度の差が生じていると言われていています。中には被保険者数が非常に少ない小規模保険者があって、財政基盤自体が弱いのですけれども、例えば糖尿病患者が数人出ただけで、財政基盤を危うくするような状況の保険者も実際に存在します。それを考えたら、まず広域化を図って、母体を大きくして財政の安定化を図るとともに、その将来の移行のために公費の拡充は絶対に必要であると考えます。これは全国市長会も知事会も同じスタンスです。川西市としても将来は一本化というかたちで向かうように主張していこうと考えています。</p>
会長	<p>広域化に対しては全体として一本化するべきだと考えているということですね。</p> <p>さて、本日諮問を受けましたが、諮問どおりの答申をやむを得ないとするのか、その意見を皆様一人ひとりにお伺いしたいと思います。改定率3.19%について、当協議会としてどのように考えるか意見をお願いします。</p>

審 議 経 過 (13)

委員	<p>まず、委員からお願いします。</p> <p>しばらく聞いていましたけれども、十分な話し合いの中でやむを得ない状況としての数値が出てきていると思われま。ただ、人口の流入がそれほどない中で、医療費は高齢化とともにますます上がっていていますから、私たち健康保険は、保険税を決める立場にありますけれども、保険税だけ考えていても数値は上がっていくばかりですので、健康というものを、介護、保療、福祉介護、保険医療など、横の連携の中で見ていかないと、非常に難しい状況をこれからもっと背負わなければならないので、国民健康保険課が介護の予防や、福祉、健康維持について、もう少し連携して声を出していく必要があると思ひます。</p>
会長	<p>税率改定はやむを得ないけれども、社会福祉の連携の中で少しずつ予防していくような取り組みを今後していかなければならないということですね。</p> <p>それでは委員お願いします。</p>
委員	<p>委員のおっしゃったことがそのとおりで思ひて聞いていました。前回税率改定したときもそうでしたけれども、健康に対する意識が向上するような周知徹底が必要で、川西市では健幸マイレージやきんたくん健幸体操などをやっているのひ、そちらにも力を入れてもらって、予防できるところは予防してもらおうとよいと思ひます。税率については、国も法定外繰入ありきの考えで市に任せるといふ姿勢が見られるので、こちらはいくら下げたいと思ひても、上げざるを得ないという状況にあります。なので、予防に力を入れていただけたらと思ひます。この税率改定については、払うほうとしては少しでも税率が低いほうがよいと思ひますけれども、やむを得ないというように感じています</p>
会長	<p>それでは委員お願いします。</p>
委員	<p>資料を細かく出していただいて、事情が分からない身としてもわかりやすいです。中でも資料1-2のグラフの所得0円の世帯数の多さに驚いています。これからもこちらのほうに増えていくと思ひられます。</p> <p>資料を見ましたら、軽減の金額がかなり広がっているし、前回ほどの改定率ではないので、今回の改定はやむを得ないと思ひます。</p>

審 議 経 過 (14)

会長	<p>先ほどの所得0円の世帯についてですけれども、遺族年金や障害年金の人たちが含まれます。本来で言えば世帯のトータルの収入を把握して算出するように変わるべきですけれども、今はそういう制度にはなっていません。</p> <p>では委員お願いします。</p>
委員	<p>こと細かくお調べいただいて、他の市と比べても真ん中くらいだし、今回の税率改定という選択も仕方がないように思います。川西市の国保のガイドブックを読ませていただいたら、引き落としもできるけれどもコンビニでも受け付けるということで、コンビニでしたら24時間大丈夫だし、川西市の姿勢がよく分かったので、致し方ないと思っています。ただやはり所得0円というところに何か落とし穴があって、うまくやり過ごしている人がいるかもしれないというのが気になりますけれども、それはそれで致し方ないと思いました。</p>
会長	<p>委員お願いします。</p>
委員	<p>過去10年間における川西市の税率を比較して、2年前の11%と比べると非常に低いですし、それ以前と比べても必ずしも悪くないと言えると思います。今の時代ですから、人口で考えて一人当たりの保険税が確実に増えていく傾向にあると思います。高齢化によって、保険給付費は人口減少に反してかえって高くなっています。私は市の人間ドック費用の助成などを受けて、ありがたく思っていますが、根本問題として、せつかく市が供給してくれている健康診断を受ける率は3分の1ほどで、その数字でずっと推移しているというところにあります。市によっては40%台であるなど、市の人口によっても変わってくるけれども、せつかく費用を使って行っている以上は受診率を上げなくてはいけないと思います。早期発見できるし、何もなくて当たり前ですし、それがわかるせつかくのチャンスを7割以上の人は受診していないという人がいるところに目を向けるべきです。というのも一例を申しますと、私はサラリーマンが終わって定年後市の国保に移りましたが、非常にありがたいと思うのは、自分の生年月日に応じて人間ドックや特定健診の資料をもらっていますから、サラリーマン時代や学生時代から欠かさなかった健康診断を、退職して国保に移ってからも特定健診や人間ドックなどで受けさせていただいていることです。妻は生年月日が非常に遅いため、案内が2回に分けて家に届くのですけれども、市は世帯のデータが分かっているので、世帯内は全員同じタイミングで送付すると郵送費が軽減されると同時に、世帯内で</p>

審議経過(15)

	<p>一緒に行こうかという話になると思います。妻は以前からそうですが、遅くに送られてきてしまうとなかなか行こうとしないので。また、阪急バスに乗っていると放送が毎回聞こえ、よいことだなと思っています。</p> <p>一例を挙げたらこういうことですが、なににつけても早期発見・早期治療が大事で、何もしなければ安心するというのに、3割程度の受診率では非常に低いのではないかと。それを言うためにこの委員に応募させていただきました。3割を4割、5割にしていけば、今回の改定率3.19%は、過去の11%から比べれば決して悪くはないながらももっと下げられると思うので、そのために根本を叩き直す必要があると思います。せつかく費用を出してもらえますのですから、全員が受診する手を考えるべきだと思います。今後の課題として申し上げます。この改定率については、異議はないと私は思います。</p>
会長	それでは委員お願いします。
委員	<p>いろいろな角度から見て、この改定は仕方がないと思うと同時に、私は26年度から委員をしていますが、今出されている資料はもう既に25年度の確定値ということですが、これからの27年度、さらには28年度は明らかに増額するとして既に見込んでいて、そういうところの目線でしか算定できないのかと感じました。所得階級が非常に低いところで世帯数が多い中、市の27年度の事業も、徴収の強化などいろいろな「強化」を本当にきっちりとしてくださっていることは、事業概要を見て数字で確認すると明らかではあります。先ほどの委員の方々の意見と同様、人間ドックなどの事業が、結果は微々たる金額かもしれませんが、3か月以上予約がとれないなどの声が聞こえてくるくらいの事業の体制になっていたら、この計画は明らかに成功なのだと言えると思います。しかし、2年も3年も同じように予約がすぐとれるようでは、全然強化になっていないのではないかと思います。委員になってから見るとそのように見えます。微々たる金額かもしれませんが、低所得の方々の保険税が上がるわけですから、国の動きも見ながら、健康保険として介護保険等との連携もして行ってほしいと思っています。</p>
会長	委員お願いします。
委員	私どももここ3年間保険料率は据え置いていました。ただ、収支で見ますと、23、24年度が黒字で、25年度が大きな赤字、そして

審 議 経 過 (16)

	<p>この26年度も赤字の見込みです。2年間赤字が続くということで、27年度におきましては、料率を15ポイントほど上げざるを得ない状況となっています。したがって、川西市の今回の保険税率のアップというのは、同業者ですので、事情は十分理解できると思います。</p>
会長	委員をお願いします
委員	<p>私は協会けんぽ兵庫支部にいますが、協会けんぽと言うと日本最大の保険者ということで、全国に支部があって、3,500万人の方に入っています。兵庫県でも140万人の方に入っており、おそらく川西市の中でも3割くらいの方は協会けんぽに加入いただいていると思います。</p> <p>実は先ほど中井先生がおっしゃった、予防や健康についての考え方は、保険者が連携してやっていかなければなりません。実際、協会けんぽに加入いただいていた方が国保に行かれて、そして後期高齢者医療制度に移行されるという、健康保険の一つの道筋のようなものができています。そうすると国保にすると、「協会けんぽがちゃんと予防しておいてくれたら」ということになります。協会けんぽは主に10代から65歳くらいまでの方が加入していて、その方たちが退職したあと国保に行くという道筋があります。そうすると、より健康な状態で渡していただければ医療費は削減できるのという思いが国保側にあるだろうと感じています。実は協会けんぽもそこに非常に着目していて、長いスパンで医療という問題に対処していかなければいけないと思っています。保険者が行うべきことの一番は予防ということだと思っています。現に、兵庫県におきまして、1月13日に、兵庫県と国保連合会、協会けんぽの3社で、井戸知事ご出席のもと、「包括連携協定」という協定を結びました。その中で、県民の健康増進や検診、糖尿病等の重症化予防などの、いろいろな課題を3社でやっていこうということで、一例ではありますけれども、こういう取り組みをさせていただいています。</p> <p>協会けんぽとしましては、この問題はバトンのリレーをどのように上手にするのかということを考えながら取り組んでいるということを紹介させていただきます。また機会があれば、川西市にお住いの協会けんぽの方の医療費の状況などのデータ分析を行っていますので、お持ちして紹介させていただきながら、いろいろな課題を一緒に見つけられたらと思っていますのでよろしくお願いします。</p>
会長	税率改定の審議が終わってからお願いしたいと思っています。

審議経過(17)

委員	<p>病気の予防に努めたら、その分協会けんぽとしても分担金が減ってきますね。</p> <p>後期高齢者支援金分ですね。協会けんぽ全体として8兆円くらいで予算を組んでいるのですが、そのうちの3兆4,000億円ほどは後期高齢に拠出していて、健全運営とは言い難い状態になっています。財政基盤の強化も急務になっていますが、いろいろな課題に対して長いスパンで事業を展開しなければならないと考えています。また具体的にあればご紹介させていただきます。</p>
会長	<p>それでは委員お願いします。</p>
委員	<p>まず諮問の3. 19%についてですが、これまでの説明を聞いているとやむを得ないというように考えています。高齢化など、いろいろと問題はありますが、医療自体はやはり必要なものですので、早めに治療を受けて、重篤化しないうちにコントロールしていただくというのが非常に大切であると考えています。進んでいく医療の中には、例えばC型肝炎の治療薬のように非常に高価な薬について、これから保険適用が認められていきます。ここで、全体の負担が増えるから大変だというのではなく、病気で困っている方にきちんと治療してもらい肝硬変や肝がんにならないようにして、仕事をしっかりしてもらえるように国として力を入れていくことが、困っている人たちのためにはとても大切なことだと思っています。</p> <p>これは薬剤師の立場としてですが、ジェネリック医薬品の使用は、国の施策もあって今非常に進んでいます。現在医院または薬局、あるいは大きな病院で入院されている方についてもかなり進んでいますので、そのパーセンテージなどはまた市から報告していただきたいと思っています。</p> <p>また、家に持って帰って飲み忘れた薬や、飲めない事情があって飲まなかった薬について、全国や川西市内でも集めるとかなりあるのではないかと考えています。私たちの職場では、薬の管理をしっかりと、飲めない無駄な薬を減らしていけるように今後取り組み、節約できる部分はしっかり節約していきたいと思っています。</p>
会長	<p>では委員、お願いします。</p>
委員	<p>前回の改定のときは言いたいように文句を言ったけれども、今回は文句のつけるところがないです。仕方がないと思っています。</p>

審議経過(18)

会長	委員をお願いします。
委員	<p>結論から言いますと、今回の3.19%について、健康保険のシステムのためにも財政基盤を確保するためにも、やむを得ないと思います。今回の協議の中で、収納率が割とがんばっているように見えたのですが、これをもう少し努力していけばよいと思います。</p> <p>またこれはこの協議会の権限外で厚生労働省の管轄ですが、委員がおっしゃっていたように、1錠何千円、何万円という高価な薬品があり、そのおかげで各製薬メーカーが数百億円という利益を生んでいるという事実があります。これは我々医師の権限内ですけれども、ある程度は抑制して無駄な医療給付費を減らすことが必要だと思っています。</p> <p>それと、窓口負担が0円という人がいますが、これは制度上やむを得ないと思いますけれども、多少負担してもらうように国に意見して欲しいと思います。</p>
会長	委員をお願いします。
委員	<p>やはりいろいろなご意見がありまして、外からと内からで意見が変わると思います。まず医療費全体として3.8%の増加を見込んでいたということが以前の説明の中でありましたが、それと絡めていくとするならば、3.19%の改定率については、ある程度妥当性があると言わざるを得ないと思います。</p> <p>それと、先ほど検診の話が出たのですが、やはり検診や予防は大事なものですけれども、川西市の検診の受診率は低いです。残念ながら高齢化社会の中では医療費を使わざるを得ない。それは仕方がないことなのだから、みんなで共有しなければいけない。それは川西市の国民健康保険だけではなくて、他の健保組合や介護保険などを含めた全体で、なぜ負担をしなければいけないのかという意識ではなく、セーフティネットとしての国民皆保険制度を守っていくにはどうすればよいのかという意識へ改革するということからやっつけていかないと、話がおかしくなると思います。やはりそれぞれの利害が絡んできますので仕方がないのですが、国民皆保険制度を守るという意識を持たせなければ、年々増える医療費に耐えられないと思います。現在ではレセプトをIT化して処理していますのでいろいろなデータを持っており、その中でどこがどうと分析することや、ある一人の方のデータをすべて一括して把握することをやろうと思えばできるので、その人が</p>

審 議 経 過 (19)

会長	<p>どれだけ無駄なことをやっているのかということがわかります。個人情報等の問題もありますが、そういうシステムをいずれは導入せざるを得ないと思います。</p> <p>ただいま皆様から意見を伺ったわけですが、今回の諮問については、皆様やむを得ないのご意見のようです。</p> <p>委員からは、皆様の意見に従いますという声をいただいています。</p> <p>そういうことで、本日諮問内容に基づく答申をしたいと思うのですが、よろしいですか。</p> <p><質問、意見等なし></p> <p>それに付帯して皆様から出た意見をまとめまして、医療・介護・生活保護を一体化した社会保障のつながりについて、事前の健康診断などでの健康維持についてのもっと積極的な姿勢、それから医療費削減についてはジェネリック医薬品の推進についてなどを付帯事項に加え、答申を作成して参りたいと思います。</p> <p>それでは15分ほど休憩をさせていただきます。その間に別室で答申案を作成して参りますので、よろしくお願ひします。</p> <p><休憩> 15 : 52 <再開> 16 : 30</p> <p><事務局が答申書(案)を配付する></p>
会長	<p>お待たせしました。</p> <p>それでは手元に答申書(案)が届きましたので、事務局より朗読をしていただきます。事務局、お願ひします。</p> <p><事務局が答申書(案)を朗読する></p> <p>平成27年1月28日</p> <p>川西市長 大 塩 民 生 様</p> <p style="text-align: right;">川西市国民健康保険運営協議会 会長 中 原 光 治</p> <p style="text-align: center;">川西市国民健康保険税の税率等の改定について(答申)(案)</p>

審 議 経 過 (20)

平成27年1月28日付諮問第1号で諮問のあったことについて、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

平成25年度に税率改定を行って以降、本市国民健康保険税の税率改定についての諮問は2年ぶりである。前回の税率改定は、平成24年度末時点における赤字額の解消と平成25年度、26年度に見込まれる医療費等の増加に対応するため、被保険者一人当たり保険税額が平均で11.91%上昇するものと見込んで実施したものである。当協議会としては10%未満の改定が望ましいと考えていたが、市や国民健康保険の財政の現状や今後の医療費の動向、近隣他市の状況について確認したうえで、国民健康保険を取り巻く状況を総合的に勘案し、税率改定はやむを得ないとの判断を、断腸の思いで下したところである。

今回諮問された内容は、平成28年度末までに予想される約7億9千万円の収支不足額を解消するための税率改定である。解消するための見込みは次のとおりで、平成25年度に交付された、経営姿勢が良好な保険者に交付される国の特別補助金8千万円を、平成26年度から平成28年度までの間も交付されるものと見込むとともに、消費税増税に伴って国民健康保険へ投入される公費について1億4千万円が交付されるものと見込んだうえで、なお不足する2億7千万円を税率改定で確保しようとするものである。改定率は3.19%と、前回の改定率よりは低い水準であるが、非常に厳しい社会経済情勢の中、多くの社会的弱者を抱える国民健康保険としては、増税自体を避けたいところである。しかし、医療給付費が全国平均においても毎年3%の伸びを示していることや将来の国民健康保険事業の広域化を見据えると、この税率改定もやむを得ないと考え、諮問のとおり税率改定する必要があると判断する。

1. 基礎課税額の税率等

所得割額の税率は100分の6.72に、被保険者均等割額は26,800円に、世帯別平等割額は20,600円に改定する。

2. 後期高齢者支援金等課税額の税率等

所得割額の税率は100分の2.67に、被保険者均等割額は10,

審 議 経 過 (21)

200円に、世帯別平等割額は8,000円に改定する。

3. 介護納付金課税額の税率等

所得割額の税率は100分の2.62に、被保険者均等割額は11,600円に、世帯別平等割額は6,000円に改定する。

4. 収入に占める保険税の割合の大きい多人数世帯については、その負担軽減を図る。

5. 今後の対策について

国民健康保険事業の安定的な運営を行うため、次の点について要望する。

- (1) 今回の税率改定について被保険者の理解を得るために、国民健康保険や市の財政状況も踏まえて十分に周知すること。
- (2) 医療給付費の抑制には、病気の早期発見・早期治療・重症化予防が最も効果的だと考える。しかし、川西市の特定健診の受診率はまだまだ低い状況にあるため、ガン検診や人間ドック費用の助成に努めるなど、受診率の向上を図ること。
- (3) レセプト分析などを行い、効果的な保健指導の計画を立案、実施し、今後の医療費の適正化に努めること。また、ジェネリック医薬品の利用を推進するなど、医療費の縮減に向けた取り組みを継続すること。
- (4) クレジットカード収納などの研究を進め、被保険者にとって納付しやすい環境を整えるとともに、引き続き口座振替の勧奨を行うことで、収納率の向上を図ること。また、滞納者の状況を財産調査などで個々に把握したうえで、最大限の徴収努力をすること。
- (5) 国民健康保険事業の広域化の方針が示されているが、現在示されている公費の拡充内容だけでは不十分と考えられるため、国、県に対してさらなる拡充を要望していくこと。

以上

会長

ありがとうございます。この答申書(案)につきまして何かご意見等ございませんでしょうか。

特にご意見等がないようですので、この答申書(案)について、ご賛同の方は挙手をお願いします。

審 議 経 過 (22)

会長	<p>(出席委員全員が挙手する。)</p> <p>ありがとうございます。全会一致ということで、答申を作成します。再度休憩します。</p> <p><休憩> 16 : 35 <再開> 16 : 38</p> <p>それではただいまから答申を行いたいと思います。朗読します。</p> <p>平成27年1月28日</p> <p>川西市長 大 塩 民 生 様</p> <p style="text-align: right;">川西市国民健康保険運営協議会 会長 中 原 光 治</p> <p style="text-align: center;">川西市国民健康保険税の税率等の改定について (答申)</p> <p>平成27年1月28日付諮問第1号で諮問のあったことについて、審議の結果、下記のとおり答申する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>平成25年度に税率改定を行って以降、本市国民健康保険税の税率改定についての諮問は2年ぶりである。前回の税率改定は、平成24年度末時点における赤字額の解消と平成25年度、26年度に見込まれる医療費等の増加に対応するため、被保険者一人当たり保険税額が平均で11.91%上昇するものと見込んで実施したものである。当協議会としては10%未満の改定が望ましいと考えていたが、市や国民健康保険の財政の現状や今後の医療費の動向、近隣他市の状況について確認したうえで、国民健康保険を取り巻く状況を総合的に勘案し、税率改定はやむを得ないとの判断を、断腸の思いで下したところである。</p> <p>今回諮問された内容は、平成28年度末までに予想される約7億9千万円の収支不足額を解消するための税率改定である。解消するための見込みは次のとおりで、平成25年度に交付された、経営姿勢が良</p>
----	---

審議経過(23)

リック医薬品の利用を推進するなど、医療費の縮減に向けた取り組みを継続すること。

(4) クレジットカード収納などの研究を進め、被保険者にとって納付しやすい環境を整えるとともに、引き続き口座振替の勧奨を行うことで、収納率の向上を図ること。また、滞納者の状況を財産調査などで個々に把握したうえで、最大限の徴収努力をすること。

(5) 国民健康保険事業の広域化の方針が示されているが、現在示されている公費の拡充内容だけでは不十分と考えられるため、国、県に対してさらなる拡充を要望していくこと。

以上

<会長が答申書を朗読し、部長に手渡す>

会長

以上のように答申をさせていただきました。ありがとうございました。

それでは今の答申を受けて、副市長よりお礼のあいさつがごさいます。よろしくお願ひします。

副市長

再び失礼します。

ただいま会長よりご答申をいただきました。ひと言お礼のご挨拶をさせていただきます。

会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、「川西市国民健康保険税の税率等の改定について」慎重にご協議いただき、誠にありがとうございました。今後はこの答申書を尊重させていただきます。改正条例案を3月市議会に上程して参りたいと考えています。

また、複数に渡って要望事項を頂戴しています。要望事項となりました各項目につきましては、真摯に、また適切に対応させていただきますとともに、関係職員が一丸となって、これまで以上に努力して参りますことをこの場をお借りしてお約束させていただきます。

委員の皆様におかれましては、今後とも本市国民健康保険事業の運営につきまして、引き続きご協力賜りますようお願いいたしますとともに、ますますご健勝にて、多方面にわたりご活躍されることを祈念いたしまして、甚だ簡単ではございますが、答申のお礼とさせていただきます。本当にありがとうございました。

審議経過(24)

会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様には大変お忙しい中、慎重にご審議いただきまして誠にありがとうございます。以上で答申については終わらせていただきます。</p> <p>次に、協議事項2「その他」についてですが、皆様何かございませんでしょうか。</p> <p>それでは公私何かとお忙しいところ、特に1月には毎週のように開催させていただきまして大変だったかと思えますけれどもありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、平成26年度第4回川西市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p>
----	---